

# 平成25年度1期分(5月支払い)から 下水道使用料を値上げします

下水道事業は、家庭や事業所から出る汚水をきれいな水にして河川などへ放流する大切な事業であり、町民の皆さんの要望も強く、町としても重点事業として取り組んでいます。

下水道事業は本来、公営企業として独立採算制の原則が適用されていますが、現在は使用料収入だけではまかなえず、一般会計繰入金(税金)により運営し一般会計を圧迫しています。

そこで、将来にわたり下水道事業を健全に経営し、より良い生活環境を継続的に提供していくために、平成25年度1期分から1期分(2か月あたり)60m<sup>3</sup>を使用する標準的な家庭で、おおむね1,100円の値上げをすることになりました。

皆さんには、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 下水道使用料単価の新旧比較表(2か月あたり・消費税抜き)

区分	排除量	現行単価	改定単価
基本使用料	20m <sup>3</sup> まで	1,650円	1,980円
超過使用料	20m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 92円	1m <sup>3</sup> につき 110円
	1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき 107円	1m <sup>3</sup> につき 128円

### ◆使用料の計算方法

{基本料金+(排除量-20m<sup>3</sup>)×超過使用料}×1.05

### ◆使用料の計算例(2か月60m<sup>3</sup>の使用水量の場合)

{1,980円+(60m<sup>3</sup>-20m<sup>3</sup>)×110円}×1.05=6,699円

※井戸水を使用されている方は「量水器使用料金 408円」が加算されます。

**【問合先】**水道課

## 奇跡の一本松保存募金にご協力を

東日本大震災の大津波に耐えた高田松原の一本松は「奇跡の一本松」と呼ばれ、希望のシンボルとして震災直後から市民、国内はもとより海外からも親しまれました。

岩手県陸前高田市では、塩害などにより枯死した「奇跡の一本松」に保存処理を行い、復興の象徴として後世に受け継ぐモニュメントの整備事業を行っています。事業費に約1億5千万円かかるため、「奇跡の一本松保存募金」を募っています。一本松の保存と周辺環境整備への募金にご協力をお願いします。



**【口座振込】** ゆうちょ銀行 口座記号番号:02290-9-127013 名義:奇跡の一本松保存募金

**【問合先】** 岩手県陸前高田市都市計画課 ☎0192-54-2111